

(簡易型事後審査)

## 入 札 説 明 書

令和 8 年度長沼堰地区県営かんがい排水事業計画変更資料作成業務委託の調達に係る入札公告に基づく一般競争入札（簡易型総合評価落札方式（事後審査））については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

なお、この入札は、「山形県農業農村整備事業業務委託一般競争入札による簡易型総合評価落札方式における事後審査試行要領」により行う。

### 1 担当部局等

〒997-1392 山形県東田川郡三川町大字横山字袖東 19 番地 1 山形県庄内総合支庁産業経済部  
契約担当 地域産業経済課総務係 電話番号 0235-66-5483  
業務担当 農村整備課水利整備担当 電話番号 0235-66-3691

### 2 入札日程等

(1) 入札及び開札等に係る日程は、入札公告の他、別紙「入札関係書類提出等方法書」（以下「方法書」という。）の「1 入札及び開札等に係る日程」のとおりとする。

(2) 再度入札の入札予定日時

再度入札を実施する場合の入札書受付予定期間は方法書の「2 再度入札の入札予定日時」のとおりとする。なお、再度入札を行う場合の入札書の受付期間は、山形県電子入札システム及び開札場所で口頭により正式に通知する。

### 3 入札参加資格

(1) 「山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと」とは、入札参加資格確認日（一般競争入札（条件付）参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日）から開札日（落札決定が保留された場合は当該落札決定の時）までの期間中のいずれの日においても指名停止措置を受けていないことをいう。

(2) 入札公告で指定された期限までに申請書及び技術力に関する技術資料（以下「技術資料」という。）を提出しない者は、この入札に参加することができない。

(3) 入札公告 3（9）の配置予定管理技術者

イ 配置予定管理技術者の変更は原則として認めない。ただし、契約後に配置管理技術者が長期病休、退職した場合等、真にやむを得ない事情で発注者が認めた場合はこの限りではない。（契約前）

入札時に申請した配置予定管理技術者を配置できない場合は、契約できない。

（契約後）

契約締結後、やむを得ず配置管理技術者を変更せざるを得ない場合は、原則として、変更前の配置管理技術者と同等以上の評価を有する技術者を配置しなければならない。もし、これが不可能な場合は、業務完了時の評価内容の履行確認において、変更後の配置管理技術者について技術者評価の再評価を行い、業務成績評定の減点を行う。

ロ 配置予定の技術者として、複数の候補技術者を申請書に記載することができる。

(4) 入札公告 3（9）の照査技術者

イ 照査技術者の変更は原則として認めない。ただし、契約後に照査技術者が長期病休、退職した場合等、真にやむを得ない事情で発注者が認めた場合はこの限りではない。

(契約前)

入札時に申請した照査技術者を配置できない場合は、契約できない。

(契約後)

契約締結後、やむを得ず照査技術者を変更せざるを得ない場合は、原則として、変更前の照査技術者と同等以上の評価を有する技術者を配置しなければならない。もし、これが不可能な場合は、業務完了時の評価内容の履行確認において、変更後の照査技術者について技術者評価の再評価を行い、業務成績評定の減点を行う。

ロ 配置予定の技術者として、複数の候補技術者を申請書に記載することができる。

#### 4 入札参加資格の確認等

(1) この入札の参加希望者は、入札公告の「入札参加者の資格」及び上記3の「入札参加資格」を有することを証明するため、申請書及び技術資料を提出し、参加資格の有無について契約担当者の確認を受けなければならない。

(2) 提出書類等

イ 提出書類

(イ) 申請書（様式第1号）

5「書面による入札手続」に掲げる者は、書面の申請書を提出すること。なお、山形県電子入札システムによる申請では、申請書はシステムにより電子的に提出されるため、別途作成及びファイル添付する必要はない。

(ロ) 技術資料（簡易型：様式業務総落1～3）

入札参加資格は、技術資料の記載内容及び添付資料により確認する。

(ハ) 技術資料に係る自己評価申請書（様式1（事後審査）通常型）

ロ 申請書及び技術資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。なお、技術資料として提出する書類は、提出者の責任において用意すべきものであるため、県発注機関は、亡失等を理由とする再交付には応じない。

ハ 提出された申請書及び技術資料は無断で使用しない。

ニ 申請書及び技術資料の提出は、5「書面による入札手続」に掲げる者を除き、山形県電子入札システムにより行うものとする。技術資料の提出は、電子入札システムにより提出する申請書に添付して行うものとする。ファイルの形式はワード形式又はPDF形式とする。複数の資料は1つのファイルにまとめること。ファイルのサイズは10.0MB以内とすること。印が押印されている書類はスキャナで読み込む等すること。

ただし、ファイルの作成が困難な場合やファイルのサイズが10.0MBを超える場合は、技術資料を公告で指定された提出場所へ書面により提出（持参又は書留郵便に限る。）することも認める。ファクシミリによるものは受け付けない。なお、技術資料を持参又は書留郵便により提出する場合にあっては、当該技術資料には、「山形県電子入札システムにより提出した申請書のプリント」を添付するものとする。

ホ 提出期限以降における申請書又は技術資料の差し替え及び再提出は認めない。

ヘ 入札参加資格の確認のため、提出された資料により判断できない場合は、必要な資料の追加提出を求めることがある。このことは、この入札説明書が求めている入札参加資格の技術

資料の脱漏による追加提出を求めるものではない。

- ト 入札参加資格の確認は、開札後に、落札者を決定するために必要と認める範囲の者を対象として行う。入札参加資格がないと認められた者については、その結果を通知する。落札者と決定した者については、落札者決定通知をもって、確認結果の通知に代えるものとする。その他の者については、審査及び結果の通知を行わない。

## 5 書面による入札手続

- (1) 書面により入札書の提出を行うことができる者は、書面入札の承諾を得た者に限る。書面入札の承諾手続は、「山形県電子入札システムに係る書面入札承諾基準（以下「承諾基準」という。）による「書面入札参加承諾願」（以下「承諾願」という。）を提出して行う。
- (2) 書面入札の日程等は、方法書3のとおりとする。
- (3) 書面入札の承諾手続き
  - イ 承諾願の提出期限等  
方法書3（1）の期限までに方法書3（1）の場所へ承諾願を持参又は書留郵便により提出しなければならない。
  - ロ 承諾願を提出するものは、政府調達に関する協定の適用を受ける入札である場合を除き、承諾基準の1又は2に該当することを示す書類を添付しなければならない。
  - ハ 書面入札の承諾願の提出があった場合は、方法書3（2）に定めるときまでに、その承諾又は不承諾を通知する。
- (4) 書面入札の場合の入札手続き
  - イ 入札参加資格の確認  
申請書及び技術資料は、方法書1（1）の期限までに方法書3（1）の場所へ持参又は書留郵便により提出すること。当該提出書類のいずれか一つでも提出がない場合は、入札参加資格がないものとする。また、ファクシミリによるものは受け付けない。
  - ロ 入札書の提出  
方法書3（3）の期間及び場所に入札書を持参又は配達証明付書留郵便により提出しなければならない。
  - ハ 入札書提出における「くじ入力番号」の記載  
書面入札の承諾を受けた者は、10（4）ニの電子くじに対応するため、「入札書」中の「摘要」欄に必ず「くじ入力番号」と記載して、3桁の数字を記載すること。なお、3桁のくじ入力番号の記載がない場合は、「000」の3桁の数字を記載したものとみなすので、留意すること。

## 6 総合評価に係る技術資料の提出

- (1) 技術資料は、入札公告6（1）及び（2）に示す期間内に、山形県電子入札システムにより提出すること。
- (2) 5「書面による入札手続」に掲げる者は、入札公告6（1）及び（2）に示す期間内に、1の「担当部局等」の契約担当に書面で提出すること。
- (3) 提出された技術資料の内容の事実確認のため、問い合わせることがあるが、申請内容を修正するものではない。

## 7 設計図書の閲覧及び貸出

当該業務に係る設計図書について、次により閲覧及び貸出を行う。

### (1) 閲覧及び貸出が可能な設計図書

- イ 図面
- ロ 仕様書
- ハ 設計書

### (2) 閲覧期間及び貸出期間

方法書 1 (2) の期間、山形県電子閲覧システムにより閲覧に供する。ただし、書面閲覧又は書面入札の承諾を得た者に限り、方法書 1 (2) の期間、1 の担当部局等の業務担当課において設計図書の貸し出しを行う。なお、山形県電子閲覧システムに障害が発生した場合は、閲覧方法を書面閲覧に変更することがある。

## 8 当該業務に関連する既存資料の閲覧

当該業務に関連する調査報告書等の既存資料について、次により閲覧に供する。

### (1) 閲覧可能な既存資料

無

### (2) 閲覧期間

方法書 1 (2) の期間とする。なお、閲覧を希望する者は、事前に、1 の「担当部局等」の業務担当に電話連絡し、閲覧の申し込みを行うこと。

### (3) 閲覧場所

1 の「担当部局等」の業務担当課とする。

## 9 設計図書等に対する質問

### (1) 総合評価落札方式に対する質問がある場合は、方法書 1 (3) の期間内に山形県電子入札システムにより提出すること。

ただし、書面入札の承諾を得た者にあつては、方法書 3 (4) の場所に書面の持参又は書留郵便による提出も認める。ファクシミリによるものは受け付けない。

### (2) (1) の質問に対する回答は、山形県電子入札システムにより行うとともに、回答書を方法書 1 (4) の期間及び場所において閲覧に供する。なお、回答書に添付書類がある場合の当該添付書類の閲覧は、方法書 1 (4) の期間及び場所において行うとともに、山形県電子閲覧システムによって行う。

### (3) 設計図書及びこの入札説明書（総合評価落札方式に関する事項を除く。）に対する質問がある場合は、方法書 1 (5) の期間内に山形県電子入札システムにより提出すること。

ただし、書面入札の承諾を得た者にあつては、方法書 3 (4) の場所に書面の持参又は書留郵便による提出についても認める。ファクシミリによるものは受け付けない。

### (4) (3) の質問に対する回答は、山形県電子入札システムにより行うとともに、回答書を方法書 1 (6) の期間及び場所において閲覧に供する。なお、回答書に添付書類がある場合の当該添付書類の閲覧は、方法書 1 (6) の期間及び場所において行うとともに、山形県電子閲覧システムによって行う。

### (5) 質問に対する回答等に伴い、入札書受付開始日の前日（県の休日を除く）の午後 4 時までには、関係書類の訂正を行う場合がある。この場合、山形県電子閲覧システムのお知らせ欄に掲

載するため、確認の上入札すること。

## 10 共通入札説明事項

### (1) 入札の辞退

入札参加者は、入札書を提出するまでの間は、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退する場合は、山形県電子入札システム又は書面により行うものとする。

書面により入札を辞退する場合は、辞退する入札の業務名、開札日、辞退する者の名称、入札を辞退する旨を記載した書面（任意様式）を、入札書受付締切日時までに提出するものとする。

なお、入札書提出後は入札を辞退することができない。当該書面は押印を省略することができるが、押印を省略する場合は、書面の余白に責任者及び担当者の氏名・連絡先を記載するものとする。

### (2) 入札及び開札

イ 入札は、5に掲げる者を除き、県の競争入札参加資格者名簿に登録されている者（法人の場合は代表者又は代表者から入札、見積り等に関する権限の委任を受けている者。以下「入札参加資格者」という。）の電子署名を付して行う。その他の代理人による入札は認めない。設計共同体にあっては、代表会社の入札参加資格者の電子署名を付して入札することとし、入札書を提出する前までに各構成員が設計共同体の代表者を入札代理人とする旨の委任状を提出すること。

ロ 入札は、山形県電子入札システムにより行うものとする。ただし、書面入札の承諾を得た者にあっては入札書の持参又は郵送による提出についても認める。

持参により書面の入札書を提出する場合は、入札書を封筒に入れ、封かんの上、入札者の氏名、入札に係る業務名及び開札日を表記し、「入札書在中」の旨を朱書きして方法書3（3）の期間及び場所に提出すること。

郵送により入札書を提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ、封かんのうえ、入札者の氏名、入札に係る業務名及び開札日を表記し、「入札書在中」の旨を朱書の上、配達証明付書留郵便により方法書3（3）の期間及び場所に到達すること。

ハ 書面による入札書の提出にあたっては、書面入札の承諾通知の写しを表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて持参又は郵送すること。

ニ 落札決定に当たっては、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ホ 入札者又はその代理人は、開札に立ち会うことができるものとする。開札は入札事務に関係のない山形県職員を立ち会わせて開札を行う。ただし、書面による入札参加者がいない場合で、入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認められるときは、当該山形県職員を立ち合わせないことができる。

書面による入札者は、再度の入札に対応できるよう開札に立ち会うものとし、次に掲げるものを持参すること。

(イ) 本件入札の書面入札承諾通知書

(ロ) 委任状（代理人が立ち会う場合に限る。）

(ハ) 印鑑（入札書に対応する印鑑に限る。ただし、代理人の場合は当該代理人の印鑑とする。）

ヘ 初回の入札で落札者が出ない場合は、開札の場所及び日時において再度入札を行うことがある。この場合、再度入札を行う旨の通知は、山形県電子入札システムにより行うとともに、開札場所において口頭で行う。

初回の入札において参加しなかった者及び無効な入札をした者は、再度入札に参加することはできない。

ト 書面による入札参加者が再度の入札書を提出した場合は、開札場所からの退出を申し出ることができる。

### (3) 入札の効力

次に掲げる入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

イ 入札公告に示した入札参加資格を有しない者（入札参加資格があることを確認された者で、開札時において入札公告に示した入札参加資格を満たさなくなった者を含む。）のした入札

ロ 申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者のした入札

ハ 委任状を提出しない代理人のした入札

ニ 記名押印をしていない書面入札（外国人又は外国法人にあつては、代表者又は代理人本人の署名をもって代えることができる。）

ホ 金額を訂正した入札

ヘ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札

ト 明らかに連合によると認められる入札

チ 同一業務の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

リ 設計図書及びこの入札説明書に対する質問を山形県電子入札システムにより提出する際に、質問内容に質問者を特定できる情報（企業名、個人名、電話番号等）を記入した者のした入札

ヌ 公正かつ正常な入札の執行を妨げる行為をした者のした入札

ル 有効な電子証明書を取得していない者がした電子入札

ヲ 所定の日時までに到達しない入札

ワ 電子入札と書面入札を併せて行った者のした入札

カ 書面入札の承諾を得ていない者のした書面入札

コ 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件等に違反した入札

### (4) 落札者の決定方法

#### イ 低入札価格調査制度

この入札については、低入札価格調査制度を適用する。調査基準価格を下回る価格の入札者については、調査を行った上で落札するか否かを決定する。

(イ) 調査基準価格を下回る価格で入札を行ったすべての入札者は、開札日から起算して2日以内に、発注者に積算内訳書を提出しなければならない。

(ロ) 業務の種類ごとに、調査基準価格を下回る価格の入札者が提出した積算内訳書において計上されている次に掲げる各経費の額のいずれかが、予定価格算出の基礎となった当該経費の額に当該経費の区分に応じて定める率を乗じて得た額に満たない場合は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるものと判断し、詳細な調査を行うことなく直ちに失格とする。また、積算内訳書の合計金額が入札価格と一致しない場合も同様とする。

【土木関係建設コンサルタント業務】

- a 直接人件費 95パーセント
- b 直接経費 95パーセント
- c その他原価 90パーセント
- d 一般管理費等 35パーセント

【地質調査業務】

- a 直接調査費 80パーセント
- b 間接調査費 80パーセント
- c 諸経費（業務管理費と一般管理費等の合計額）相当額 55パーセント

なお、解析等調査業務費が含まれる場合は、【土木関係建設コンサルタント業務】を適用する。

【測量業務】

- a 直接測量費 85パーセント
- b 諸経費（間接測量費と一般管理費等の合計額）相当額 55パーセント
- c 測量調査費 85パーセント

(ハ) (ロ)による判定の結果、失格とならない者のうちに最も総合評価点の高い者がある場合は、調査基準価格を下回る価格の入札者のうち失格とならない者（以下「対象者」という。）に対し、詳細な調査の実施通知を行う。対象者が落札決定を受けるためには、調査に応じなければならない。

(ニ) 対象者のうち、(ハ)の実施通知を受けた者は、通知日から起算して5日以内に履行能力調査票を発注者に提出しなければならない。

(ホ) 対象者は、入札価格の積算根拠となっている業務計画及び積算内訳等により、当該入札価格で適正な業務の履行が確保できることを示さなければならない。

(ヘ) 次のいずれかに該当するときは、落札決定を受けることができない。

- a 対象者が調査に応じないとき又は履行能力調査票を期限までに提出しないとき。
- b 対象者に契約の意思がないとき。
- c 対象者が入札金額の範囲内で適正な業務の履行が確保できることを証明できないとき。
- d 当該業務の履行に必要な経費が入札金額を超えるとき。
- e 対象者が次のいずれかに該当するとき。

(a) 調査実施年度及びそれ以前の過去2年度に山形県が発注した建設工事関連業務委託において、調査基準価格に満たない価格をもって対象者と契約した業務について、成績評定点が70点未満のものがあるとき。

(b) 山形県が発注した建設工事関連業務委託のうちに、調査基準価格に満たない価格をもって対象者と契約し、開札日現在履行中のものがあるとき。

(c) その他明らかに契約の履行が困難と見込まれるとき。

なお、前記に関する注意事項が「履行能力調査票の記入要領」にも記載されているので、山形県のホームページ「低入札価格調査制度」からダウンロードして事前に内容を把握すること。

(アドレス)

[https://www.pref.yamagata.jp/180030/kensei/nyuusatsu-jouhou/nyuusatsu-jouhou/2nd\\_chotatsu/nyuusatsu-jouhou/kn/nks/1p.html](https://www.pref.yamagata.jp/180030/kensei/nyuusatsu-jouhou/nyuusatsu-jouhou/2nd_chotatsu/nyuusatsu-jouhou/kn/nks/1p.html)

ロ 最も総合評価点の高い入札者が提出した技術資料に不正又は不適正の疑いがあるときは、調査のうえで落札するか否かを決定する。

ハ 落札決定の時までに入札参加資格を満たさなくなった者は落札者とししない。

ニ 落札となるべき総合評価点の者が二人以上あるときは、山形県電子入札システムにおける「電子くじ」により落札者を決定する。

(5) 入札参加資格がないと認められた理由の説明要求等

イ 入札参加資格がないと認められた者は、山形県電子入札システム又は任意の書面により、業務担当の所管課長に、その理由の詳細説明を求めることができる。

説明要求は、入札参加確認結果通知の日から起算して4日以内（県の休日を除く。）に山形県電子入札システムに登録（質問を登録したことを1の担当部局（契約担当）に電話連絡すること。電話連絡がない場合、回答できない場合がある。）又は1の担当部局（契約担当）へ書面を持参又は書留郵便により提出するものとする。ファクシミリによるものは受け付けない。

ロ 所管課長は説明要求のあった場合には、説明要求を受理した日の翌日から起算して3日以内（県の休日を除く）に、説明を求めた者に対し、山形県電子入札システム又は書面により回答する。

(6) 入札の延期、中止等

イ 天災、地変等により入札執行が困難なときは、入札を延期、中止又は取り止めることがある。

ロ 正常かつ公正な入札執行が困難と認められる場合、その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期、中止又は取り止めることがある。

ハ 適正な入札の執行を期するため必要があるときは、入札前にくじ等により入札参加者を減じたうえで入札を執行することがある。

(7) 技術資料審査結果に係る説明要求

イ 試行要領第4条の技術資料の審査を受けた者で、自身の自己評価点が入札結果に示された評価点と相違があった者は、落札者の決定の日から起算して4日以内（県の休日を除く。）に説明を求めることができるものとする。説明要求は説明を求める評価項目等を記した書面（様式は任意）を1の担当部局（契約担当）に、持参又はファクシミリ等（質問をファクシミリ等によりしたことを1の担当部局等の契約担当に電話連絡すること。）により提出するものとする。

ロ 当該業務の所管課長は、説明を求めた者に対して、説明要求を受理した日の翌日から起算して原則として3日以内（県の休日を除く）に書面（様式3）によりファクシミリ等で回答するものとする。

(8) その他

イ 保証契約に基づいて前払金を支払う。

ロ 入札した者は、入札後、現場の状況、契約条項又は入札条件等の不明を理由として異議を申し立てることができない。

ハ 落札者は、予約完結権を他に譲渡することができない。

ニ 調査基準価格を下回る価格で契約を締結する場合は、次の事項を条件とする。

（イ）業務委託料の10分の1以上の契約保証を付すこと。

（ロ）山形県が発注した業務委託のうちに、過去1年以内に調査基準価格に満たない額をもって契約した業務があるときは、（イ）の保証は10分の3以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）としなければならない。

（ハ）業務完了後に業務費用実績に係る報告書を提出すること。

## 1 1 添付書類

(1) 公告文の写し

(2) 技術資料の標準様式及び書面入札に関する様式は、山形県農林水産部農村整備課のホームページからダウンロードすることができる。

なお、技術資料の標準様式は、書面入札の承諾を得ている者から請求があった場合は交付するものとする。

(アドレス)

<https://www.pref.yamagata.jp/140029/kensei/nyuusatsu-jouhou/nyuusatsu-jouhou/gyoumu-itaku/itkpref/proposal.html>

(3) 契約書等の標準様式は、「入札・契約関係様式ダウンロード」ページからダウンロードすることができる。

(アドレス)

[https://www.pref.yamagata.jp/180030/kensei/nyuusatsu-jouhou/nyuusatsu-jouhou/2nd\\_chotatsu/nyuusatsu-jouhou/kn/dl.html](https://www.pref.yamagata.jp/180030/kensei/nyuusatsu-jouhou/nyuusatsu-jouhou/2nd_chotatsu/nyuusatsu-jouhou/kn/dl.html)

別紙「入札関係書類提出等方法書」

|       |                                    |
|-------|------------------------------------|
| 業 務 名 | 令和 8 年度長沼堰地区県営かんがい排水事業計画変更資料作成業務委託 |
|-------|------------------------------------|

1 入札及び開札等に係る日程

| 項 目                  | 期間・期日・期限等                                     | 場 所                            | 手続きの方法                     |
|----------------------|-----------------------------------------------|--------------------------------|----------------------------|
| (1) 入札参加資格確認申請       | 入札公告 6 (1) 及び(2) のとおり                         | 山形県電子入札システムによる                 | 入札説明書「4 入札参加資格の確認等」による     |
| (2) 設計図書の閲覧及び貸出      | 令和 8 年 9 月 29 日(火)から<br>令和 8 年 10 月 16 日(金)まで | 山形県電子閲覧システムによる                 | 入札説明書「7 設計図書の閲覧及び貸出」による    |
| (3) 総合評価落札方式に対する質問受付 | 令和 8 年 9 月 29 日(火)から<br>令和 8 年 10 月 1 日(木)まで  | 山形県電子入札システムによる                 | 入札説明書「9 計図書等に対する質問(1)」による  |
| (4) (3) に対する回答書の閲覧   | 回答を行った日から<br>令和 8 年 10 月 16 日(金)まで            | 山形県電子入札システム及び山形県庄内総合支庁地域産業経済課内 | 入札説明書「9 計図書等に対する質問(2)」による  |
| (5) 設計図書等に対する質問受付    | 令和 8 年 9 月 29 日(火)から<br>令和 8 年 10 月 6 日(火)まで  | 山形県電子入札システムによる                 | 入札説明書「9 設計図書等に対する質問(3)」による |
| (6) (5) に対する回答書の閲覧   | 回答を行った日から<br>令和 8 年 10 月 16 日(金)まで            | 山形県電子入札システム及び山形県庄内総合支庁地域産業経済課内 | 入札説明書「9 設計図書等に対する質問(4)」による |
| (7) 入札書の受付           | 入札公告 1 (1) 及び(2) のとおり                         | 山形県電子入札システムによる                 | 入札説明書「10 共通入札説明事項」による      |
| (8) 開札               | 入札公告 1 (4) のとおり                               | 入札公告 1 (3) のとおり                |                            |

(注) 上記期間は、特に指定する場合を除き山形県の休日を定める条例(平成元年 3 月県条例第 10 号)に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで(山形県電子入札システムによる手続きについては、午前 8 時から午後 10 時まで)とする。なお、山形県電子閲覧システムによる閲覧は終日とする。

## 2 再度入札の入札予定日時

| 項 目               | 日時（予定）              | 留意事項                 |
|-------------------|---------------------|----------------------|
| (1)再度入札に係る入札書受付開始 | 開札終了後から             | 入札説明書「2 入札日程等(2)」による |
| (2)再度入札に係る入札書受付締切 | 令和8年10月19日（月）午後4時まで |                      |

## 3 書面入札の日程等

| 項 目                   | 期間・期限等                                       |                         | 場 所                              |
|-----------------------|----------------------------------------------|-------------------------|----------------------------------|
|                       | 電子入札の利用登録がない<br>(有効期限切れを含む)場合                | 電子入札の利用者登録がある<br>場合     |                                  |
| (1) 書面入札参加承諾願         | 令和8年10月6日(火)<br>午後4時まで                       | 令和8年10月16日(金)<br>午後4時まで | 山形県庄内総合支庁<br>産業経済部地域産業<br>経済課総務係 |
| (2) 承諾（不承諾）通知         | 令和8年10月13日(火)                                | 入札書受付締切日時前              |                                  |
| (3) 入札書の受付            | 令和8年10月14日(水) 午前9時から<br>令和8年10月16日(金) 午後4時まで |                         | 山形県庄内総合支庁<br>産業経済部地域産業<br>経済課総務係 |
| (4) 設計図書等<br>に対する質問受付 | 令和8年9月29日(火) 午前9時から<br>令和8年10月6日(火) 午後4時まで   |                         | 山形県庄内総合支庁<br>産業経済部地域産業<br>経済課総務係 |

（注）上記期間は、県の休日及び正午から午後1時までを除く。